

第8回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2年7月10日午後7時～

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員15名中15名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

皆さん、こんばんは。今日もフルメンバーでお集まりいただきありがとうございます。

やはりこうして直接お会いできるのは、マスクをしていたり距離があったりということはありませんが、本当にありがたいと改めて思っております。

ご承知の方もいらっしゃると思いますが、大学ではすべてリモート授業という言い方で、テレビ画面で授業をしたり、あるいは通信回線上でいろいろな課題を学生に出して、それをファイルで提出してもらって採点をしたりと、学生と直接会う機会のない状態がこの4ヶ月ほど続いていました。

ようやくこのところ、いろいろな会議が直接お会いして開催できるようになり、こういう場所に来るとほっとしているというのが率直な印象としてあります。

まちづくり基本条例の議論というのも、しばらくやっていなかったのを忘れていたところもあるかと思えます。ですが、コロナのような大変な事態を経験する中でまちづくりの基本を一緒に考えることも、貴重な体験だと思っています。

世間でよく言われている通り、ウィズコロナ、ポストコロナという、コロナとその後の時代をどうより良く生きていくのが非常に大きな課題だとも思っています。

まちづくりとの関係でお話しすれば、コロナの感染症対策をしっかりとしなければならない一方で、私たちの社会は経済がひどい状態になっています。翻って、そうした状況をみんなでどうやって乗り越えていくのか、お互いに力を尽くし合ってこれからの暮らしを立て直していくのか、大変重要な時期に来ているかと思えます。

まちづくりというのは、もちろん普段からの日常の営みが大事ではありますが、こういった危機事態の中でどう進めていくのか、これもまちづくりの基本的な課題だと考えていただければと思っています。国全体では、「新しい日常」ということで新たな生き方を模索していますが、この王寺の地域から新しい生き方、暮らし方、そしてより良いまちづくりを一緒に考えていければと思っています。

久しぶりの審議会ではありますが、これからまた昨年度の熱い議論を思い起こしていただいて、しっかりと議論を進めたいと思います。今日も限られた時間ですが、よろしく願いいたします。

2. 令和元年度の振り返り

事務局から今年度の審議会の進め方について、以下の説明があった。

- ・令和2年度9月議会にまちづくり基本条例案を提案するスケジュールで進めていたが、3ヶ月遅れの令和2年度12月議会にまちづくり基本条例案を提案するスケジュールで進めていく。
- ・10月初旬にタウンミーティング、10月後半にパブリックコメントを予定している。
- ・タウンミーティング終了後の10月審議会において条例素案をまとめ、10月後半のパブリックコメント後の11月審議会で答申を行う。

【会長】

説明のように、基本的に月に1度の審議会を重ねながら、当初9月予定だった議会への上程を12月議会に予定をさせていただきます。したがって、11月の審議会で取りまとめができればということで説明をいただきました。

その間に、10月初旬にはタウンミーティングを、そして10月後半にはパブリックコメントを、といったように広くご意見をいただく機会をつくりながら進めていきたいということでした。

なお、月に1回の審議会で11月までに出来上がるのかということについては、これから議論を進めていく中で、柔軟に考えていかざるを得ないと考えているところです。必要に応じてご相談をしながら審議会の進め方をみなさんとつくっていききたいと思います。

事務局より、令和元年度審議会の内容を振り返った。

【第1回（2019年8月7日）】

- ・委嘱式の後、町長からまちづくり基本条例を策定について「行政や地域が役割分担しながら、手を携えていくためのルールがこのまちづくり基本条例です」、「『協働と参画』の仕組みづくりが大きなテーマとなり、王寺町にふさわしいものをつくってほしい」という話があった。
- ・新川会長から、まちづくり基本条例とはどういうものかという話があり、まちづくり基本条例について学ぶことから審議会がスタートした。

【第2回（2019年9月13日）】【第3回（2019年10月11日）】

- ・王寺町らしいまちづくり基本条例の策定に向けて、委員それぞれが考える「王寺町の好きどころ」、「こんな王寺町になってほしい」といった王寺町に対する思いを言語化し、そこからどういうまちを目指すのかという理想像を共有した。
- ・「田の字法」を用い、ワークショップを実施。この中で出た「王寺町の好きどころ」、「こんな王寺町になってほしい」という要素が、事務局素案の「前文」や「まちづくりの理念」に入っている。
- ・第3回では、他の自治体のまちづくり基本条例の構成や、記載内容の違いを学習するため、タイプの違う3つの自治体（宝塚市、大和郡山市、大口市）の条例を参照した。

【第4回（2019年11月8日）】

- ・条例の全体像を掴むとために、事務局から章立てを提案し、それぞれの要素の検討を行い、大筋の骨格を作った。
- ・条例全体で大切にしたい要素として、以下の3つが挙げられた。
 - ① まちづくりの主人公が誰であるか明記する。
 - ② まちづくりの様々な担い手がきちんと位置付けられる。
 - ③ 難しい表現は避け、シンプルで分かりやすい条例にする。

【第5回（2019年12月13日）】【第6回（2020年1月10日）】【第7回（2020年2月14日）】

- ・まちへの思いや理想を実現するための条例として、どのような視点や要素が必要かを話し合い、条例の内容について検討した。
- ・第5回では、「用語の定義」、「住民の権利と責務」、「町議会の責務」、「行政の責務」について内容の検討を行った。
- ・第6回では、「条例の位置づけ」、「連携と協力」、「検証と見直し」、「参画と協働」について内容の検討を行った。
- ・第7回では、「目的」、「理念」、「原則」、「前文」について内容の検討を行った。

【その他】

- ・審議会の他には、2019年12月7日に町民ワークショップを、2020年1月25日に「まちづくり協議会」に関する勉強会を行った。

3. 条例素案について

事務局から「王寺町まちづくり基本条例 素案」をもとに、条例素案について以下のように説明を行った。

- ・審議会が出た意見をもとに、聖徳太子の十七条憲法にちなみ17条構成とした。

【前文】

- ・第7回審議会が出された「必ず入れてほしい要素」、「できれば入れてほしい要素」を全て反映した。

〈第1章 総則〉

【第1条 目的及び条例の位置付け】

- ・第1条に「目的及び条例の位置付け」を記載。シンプルな構成、表現を重視して、他自治体の条例を参考にしている。
- ・第1条第1項の「町民がまちづくりの担い手として活躍することによって生み出される多様なコミュニティ及び議会と行政とが協働できる関係性豊かな」という部分は、審議会が出た意見を反映している。
- ・第1条第2項の「条例の位置付け」については、審議会の意見として条例の前の方に配置した

方がよいとの意見から、第1条第2項に配置している。

- ・「条例の位置付け」の条文について、「最高規範」よりも「最大限尊重する」の語の方がよいという意見を反映している。

【第2条 用語の定義】

- ・第1項に「町民」を定義している。「町民」は幅広い範囲を指すイメージがあるため、第2項に「住民」の定義を記載。「住民」は地方自治法第10条第1項より引用し、「町内に住所を有する者」と定義している。
- ・第3、4、5項に大和郡山市の条例を参考に「行政」、「参画」、「協働」を定義している。
- ・第6項以降は、審議会の中で定義づけするかどうか未定の項目である。
- ・第6項の「まちづくり」の語について、ハード面でのまちづくりのイメージがあり、定義づけが必要との意見から、生駒市の条例を参考にして定義している。
- ・第8項に「子ども」の定義を記載。後述の「町民の権利及び責務」で子どもの権利に関する部分があるため。ただし、第2条の中に組み入れるのか、逐条解説で説明するのは今後議論する。

〈第2章 基本理念〉

【第3条 基本理念】

- ・審議会での意見をもとに、吉野町の条例を参考に条文を作成。

〈第3章 基本原則〉

【第4条 基本原則】

- ・審議会での意見をもとに、4つの基本原則を置いており、これらをもとにまちづくりを推進していく。基本原則とは、「情報共有の原則」、「参画と協働の原則」、「環境との共生の原則」、「多様性尊重の原則」の4原則である。

〈第4章 町民〉

【第5条 町民の権利及び責務】

- ・第1項から第3項が「町民」、第4項が「住民」、第5項・第6項が「子ども」に関する内容という構成。
- ・第4項は「町民」と「住民」を対比するために、地方自治法第10条第2項を引用。

〈第5章 議会〉

【第6条 議会及び議員の責務】

- ・第1項から第3項までを「議会」、第4項から第6項までを「議会議員」について記載している。

〈第6章 行政〉

【第7条 行政の責務】【第8条 町長及び町職員の責務】

- ・第7条で「行政の責務」、第8条で「町長及び町職員の責務」を記載。

〈第7章 町政運営〉

【第9条 総合計画】【第10条 情報の公開及び個人情報保護】

- ・第9条には、王寺町の最上位計画である総合計画について記載。
- ・第2項には、総合計画の策定と総合計画にもとづく事業の評価および検証にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければならない旨を記載している。

【第11条 危機管理】

- ・町民ワークショップや審議会の中で、水害への不安や、共助のないまちにはなあってほしくないといった意見があり、条文にそれらの要素を盛り込んでいる。

〈第8章 協働と参画〉

【第12条 協働と参画の推進】

- ・第1項に「町民、議会及び行政が、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする」、第2項に「町民がその担い手になれるように、行政は仕組みづくりや必要な支援を行うものとする」、第3項に「町民の意見が町政に反映されるとともに、参画する機会を保障する制度づくりを行う」旨を記載。

【第13条 コミュニティの形成】【第14条 まちづくり協議会】

- ・第13条では「コミュニティの形成」、第14条では審議会で意見のあった「まちづくり協議会」に関する内容を記載。
- ・議会と行政が、コミュニティやまちづくり協議会に対して、必要な支援を講じるものとし、さらにまちづくり協議会に関しては、行政の事務事業の一部を、まちづくり協議会の意向により委ねることができるとする。

【第15条 参画機会の保障及び充実】

- ・第1項では、行政が町民に対して広報し、町民からの意見や提案などを求めるように努めることを記載。
- ・第3項では、町政に関する重要な条例の制定や改廃、そして計画の策定、変更または廃止に際しては、町民などから広く意見を募るパブリックコメントを行うとしている。
- ・第4項・第5項では、行政が設置する審議会には、必要に応じて町民から公募した委員を加え、会議や議事録は公開を原則としている。
- ・第6項・第7項には住民投票についての内容を記載。

〈第9章 広域での連携及び協力〉

【第16条 広域での連携及び協力】

- ・行政が他の地方自治体と協力して課題を解決するよう努めること、町民が他の地方自治体の住民と連携してさまざまな意見を取り入れて、まちづくりに活用するよう努める旨を記載している。

〈第10章 条例の検証及び見直し〉

【第17条 条例の検証及び見直し】

- ・まちづくり基本条例の検証及び見直しに関する項目。審議会の中でも具体的な検証の期間については結論が出ていないが、一定の期間ごとに条例の見直しが必要かどうか検証する。
- ・見直しを行う際には、町民参画による委員会を設けて審議しなければならないとする。

条例素案の検討について、事務局から進め方の説明があった後、3グループに分かれて条例素案の検討を行い、全体で発表を行った。

【各グループの意見交換内容】

〈1班〉

●条文全体

- ・条例名をインパクトのあるものにしたい（案）「王寺町民十七条の約束」
- ・結果的に十七条にまとまるのであれば素晴らしいが、十七条にするために条文数を検討するのはよくない。
- ・より簡潔に、ボリュームダウンを図れないか
- ・条例のダイジェスト版や概要版を作成してはどうか

●前文

- ・条例を読む際に、まちづくりへの参画方法を具体的に想像しながら読み進められるよう、前文において想像力を掻き立てるような表現を入れたい
- ・「つながり」と「つながり合う」という表現が連続しているのは違和感がある
- ・600字を超えており長すぎるのではないか
- ・前文の他に「あとがき」を設置し、前文は短く簡潔に、あとがきにおいて王寺町の紹介や町に対しての思いを記載してはどうか

●第1条

- ・第3項の「最大限に尊重し」の語について、
 - ① 議会、行政に関わる語であるので硬い表現を採用してもよいのではないか
 - ② 条例全体にかかる語であるので、配置場所を検討する必要があるのではないか

●第6条

- ・「議会基本条例」「議会議員政治倫理規定」の2つの条例があるため、「それらに則り」とすることで条文のボリュームダウンを図れるのではないか

〈2 班〉

●条文全体

- ・ 条例の目的が曖昧である
- ・ これまでの議論の内容がよく反映されているが、一方で「王寺町の目指すまちづくりとは何か」「条例の制定により何を指すのか」が曖昧になっている

●前文

- ・ 非常にわかりやすくて良かった。
- ・ 「和（やわらぎ）の鐘」と「和（わ）の精神」の読み方が分かりづらい。「やわらぎ」と振り仮名をふってはどうか
- ・ 「創意工夫しながら楽しく活躍できる」について、具体的なイメージができない。読んでいて違和感がある箇所には修正の余地があるのではないか
- ・ 「者」と「もの」はどういった理由で使い分けているのか

●第6条

- ・ 用語や表現が他の条文と比べ難しくなっている
- ・ 第1項「適切に運営されなければなりません」の語について、「上手く機能する」という表現もよいのではないか

〈3 班〉

●条文全体

- ・ これまで議論の内容が反映されていて良い
- ・ 「町民」と「住民」の使い分けについて、グループ内で意見が分かれていた
- ・ 条例の愛称として「まちづくり十七条憲法」というのはどうか

●前文

- ・ 審議会で出た要素が全て入っており、美しい
- ・ 「最下流」の語について、前文の中に「下流」という表現があるのは印象が良くないので変えてほしい

●第2条

- ・ 「コミュニティ」の部分の表現が硬く、より自然でやわらかい表現の方が良い

●第6条

- ・ 「直接選挙」「信託」等の語は表現が硬く、中学生ぐらいの年代には分かりづらいのではないか

●第14条

- ・ 第4項「行政は、まちづくり協議会の意向により、事務事業の一部を当該まちづくり協議会に委ねることができます」について、委ねる範囲や基準、また議会の承認が必要な事案の定義等を記載し、協議会が行える事業の限度を設定する必要がある
- ・ 第5項「別に定める」についても、内容を条文内で明記する必要がある

【会長】

どうもありがとうございました。これまでの審議内容については、かなり思い出していただけたように思います。そばで聞いていたら「こんなこと言っていたね」と聞こえてきて、よかったなと思いつつ聞いていました。

次回からは、この中身を条例としてどのように具体的に整えていけばよいのか、しっかりと議論していければと思っています。

もちろん、今回出していただいたいろいろなご意見について、議論しきれていない部分もたくさんあります。行政や議会に関する記述、あるいはまちづくり協議会についての論点はこれまでの議論の中でも曖昧なままのところがあります。今日は前文のところに大いに注目していただいて良かったと思っています。前文も今回初めて披露されましたので、次回以降みなさんと議論して、より良い前文ができ上がればと思います。

中身はこれからというところですが、今回いろいろとご意見をいただきました。皆さんそれぞれに思い起こして、次回に向けてアイデアを固めながら、また次回ご参加いただければと思います。

今日は何か結論を出す場ではないというつもりでおりましたので、議論は以上とさせていただきます。

4. その他

特になし。

以上